

第13次横浜市消費生活審議会市民委員の募集

最終更新日 2020年6月5日

[印刷する](#)

第13次横浜市消費生活審議会市民委員を募集します。様々な消費者問題に関心のある方、是非ご応募ください！

応募期間

令和2年6月5日(金)～令和2年7月6日(月) (当日消印有効)

応募資格

消費者問題に関心をお持ちで、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内にお住まいの20歳以上の方
(次の5要件をすべて満たす方)

1. 基準日(令和2年7月6日)に満20歳以上の方(横浜市職員は除く。)
2. 横浜市内に住所を有する方(住民登録している方。)
3. 過去に横浜市消費生活審議会委員を委嘱されたことがない方。
4. 基準日に、横浜市の他の審議会等委員を委嘱されていない方。
5. 国又は地方公共団体から報酬又は給与の支払いを受けていない方(臨時的に謝礼等の支払いを受ける場合を除く。)

応募方法

応募用紙(様式1)を郵送、持参、ファックス、電子メールにより提出してください。(応募用紙は返却いたしません)

募集人数及び選考基準

募集人数は若干名です。消費者問題に対する関心や意欲を総合的に勘案して選考します。

選考方法

消費生活審議会公募委員選考部会により、応募用紙に記載されているこれまでの活動経歴・自己PR・志望動機及び作文を審査して選考します。選考結果は、応募者全員に通知します。

委員の仕事及び報酬

審議会及び部会に出席し、意見を述べていただきます。報酬は、会議への出席ごとに、所定の額をお支払いします。なお、審議会及び部会の会議録は原則として公表されます。

任期

委嘱の日(令和2年10月予定)から令和4年9月30日まで

募集関係書類

[市民委員のご案内\(応募用紙を含む\) <PDF形式> \(PDF: 473KB\)](#)

[応募用紙\(様式1\) <WORD形式> \(ワード: 21KB\)](#)

応募用紙送付先(問合せ先)

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所 経済局市民経済労働部消費経済課 市民委員公募担当
電話 045-671-2584 ファックス 045-664-9533
電子メール ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

このページへのお問合せ

経済局市民経済労働部消費経済課

電話：045-671-2584 ファクス：045-664-9533

メールアドレス：ke-syohikeizai@city.yokohama.jp

[< 前のページに戻る](#)

ページID：882-923-900

お知らせのページ一覧

各区役所のページへ

[青葉区](#)

[旭区](#)

[泉区](#)

[磯子区](#)

[神奈川区](#)

[金沢区](#)

[港南区](#)

[港北区](#)

[栄区](#)

[瀬谷区](#)

[都筑区](#)

[鶴見区](#)

[戸塚区](#)

[中区](#)

[西区](#)

[保土ケ谷区](#)

[緑区](#)

[南区](#)

横浜市コールセンター

午前8時から午後9時まで（年中無休）

横浜市コールセンター
電話番号：045-664-2525

[Q&Aよくある質問集で調べる](#)

横浜市役所

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
法人番号：3000020141003

[所在地案内](#)

開庁時間

月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分まで
（祝日・休日・12月29日から1月3日を除く）

[当サイトについて](#)

[市民からの提案](#)

[ウェブサイトに関するご意見等](#)

[横浜市ソーシャルメディア](#)

©横浜市